

南鶴牧小学校父母と教職員の会

令和2年度 定期総会 報告書・議案書

令和2年度定期総会は、コロナウィルス感染症対策のため、書面上で行います。

報告書・議案書の内容をご一読いただき、反対などご意見のある方は、期間中にクラス係連絡網からのお知らせに記載された連絡先(新旧世話人事務)へご連絡ください。

議案内容のうち、個人情報を含むものにつきましては、学級保管の閲覧用に掲載しています。

閲覧希望の方は学級担任、または、世話人へお申し出ください。

総会は、期間開始をお知らせする、クラス係からの連絡受付をもって参加とし、反対意見のない場合は「承認・同意」とみなします。

反対意見がある場合は、反対の内容名、又は議案名とともに、ご意見をお書きください。

過半数の同意があった場合は、承認・議決します。

期間

令和2年7月3日(金)から令和2年7月9日(木)

1. 報告内容の承認

令和元年度 活動報告 (別添1 参照)

決算報告 (別添2 会計監査済み書類は、各学級保管の閲覧用を参照)

令和元年度 成果・課題及び改善点

2. 議案

第1 議案 令和2年度 世話人、クラス係、会計及び会計監査人の承認
(名簿は各学級保管の閲覧用参照)

第2 議案 令和2年度 活動計画案

第3 議案 令和2年度 会費の件

第4 議案 令和2年度 予算案 (別添3)

令和元年度の成果・課題および改善点

| 担当 | 令和元年度の成果 | 課題および次年度にむけての改善点 |
|----|--|---|
| 総務 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営連絡協議会出席（年3回） ・新1年生保護者説明会出席 ・総会議案書／報告書／議事録作成 ・「南鶴牧小学校父母と教職員の会 まるわかりガイドブック」の作成・配布 ・世話人会担当係および部構成の見直し ・クラス係、世話人用資料の作成・配布 ・役員ポイント制 優遇措置追加 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の児童数の変動に応じて、世話人やクラス係の選出方法や人数等の見直しを検討する。 ・必要に応じて各係の活動内容や、組織の見直しを行う。 ・引き続き、「世話人」「クラス係」体制が円滑に進んでいるかを見極め、活動内容を精査し、必要に応じて改善していく（クラス内の世話人とクラス係の連携強化を図る） ・ボランティア活動について時代とニーズに合わせた話し合いや検討が引き続き必要。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務・管理 ・会費の集金作業 ・会費からの収支管理 ・団体保険の加入手続き ・印刷機・用紙の管理 ・会費からの購入品検討 ・運営費の支払い（運営費は継続決定） ・予算見直し ・決算書及び予算案の書式見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・新設される芝生積み立て費の管理 |

| 担当 | 令和元年度の成果 | 課題および次年度にむけての改善点 |
|---------------|---|---|
| 総務 ベルマーク美化 | <p>① ベルマーク関係</p> <p>【ベルマーク回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルマーク便り作成・配布（6月） ・ベルマークの回収・仕分け・発送（2回） <p>【インク・トナーカートリッジ回収】 （→ベルマークの点数となる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣のスーパー、企業等への回収、仕分け・発送（2回） <p>【テトラパック回収】 （→ベルマークの点数となる）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テトラパックの回収・発送（4回） ・エコスポ祭りでの回収 <p>【今年度のベルマーク合計獲得点数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・42476.8点（1点1円） ・ベルマーク預金残高31,820円（令和元年1月時点） ・ベルマーク点数を使っての学校用品購入 品名：ジェットヒーター 金額：215,600円（税込） <p>② 資源回収（アルミ缶）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコスポ祭りでの回収 7kg 収益210円 <p>*平成30年度末にミドリ回収サービスからの回収終了の通知により、令和元年度はエコスポ祭り以外の通常のアルミ缶回収は廃止</p> <p>③ テニスボールの回収および椅子へのボール装着による教室内の騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスボール1400個回収（6月） ・テニスボール穴あけ作業 *世話人会後に世話人14名で800個、保護者会前（30分）にボランティア含む30名で600個 ・保護者会後に各クラスの椅子や机のボール交換を保護者の協力のもと実施 （別日にベルマークメンバーで音楽室、算数教室、学校図書館の交換を実施） <p>④ 学校清掃のとりまとめ</p> <p>1学期：トイレ（12カ所）2学期：流し *ボランティア募集のお知らせを2週間前に家族数配布、1週間前にメール配信 *参加しやすいように保護者会前に日程を設定した。</p> <p>⑤ エコスポ祭り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Gネット会議出席（9月） ・テトラパック・アルミ缶回収 | <p>① ベルマーク（ベルマーク、インク・トナーカートリッジ、テトラパック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テトラパックやインクカートリッジは作業効率よく点数を得られるため、今後積極的な継続が望ましい。 ・例えば毎年学校で購入することの多いリコーダー等は点数高いため、クラスごとに生徒に点数を集計してもらう等、作業効率の良い方法を検討する必要がある。 <p>② テニスボール</p> <p>穴あけ作業は負担が大きいため、従来とは違う方法を導入することが今後の検討課題となる。</p> <p>例) 保護者が自宅で穴を開け、児童が自身の椅子のボールを交換する等 危険な場面も想定し、注意喚起の内容・方法も含めて慎重に進めていくべきであるとする。</p> |

| 担当 | | 令和元年度の成果 | 課題および次年度にむけての改善点 |
|----|------------|--|--|
| 総務 | 放課後 | <ul style="list-style-type: none"> ・世話人放課後担当、クラス係間の連絡 ・「放課後こども教室」見守りボランティア活動参加 ・見守りボランティア日程作成・配布 ・副校長、安全管理リーダーとの連携 ・ボランティア募集メール変更 ・2週間前の事前連絡を1週間前に変更し、ボランティア担当の日を忘れにくくするよう工夫、改善した | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの参加人数を増やすため募集方法に工夫が必要 ・囲碁教室・読み聞かせの周知を強化 ・急な時程変更に対応することの強化 |
| | 文化活動・読み聞かせ | <p>【文化行事】 「キャラメル・マシンのサイエンスショー」開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画・準備・実施・片付け ・お便り作成・配布 ・お礼状と子供たちからのメッセージをアルバムにして送付 ・五月人形・ひな人形の設置・片付け <p>【バザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴っ子祭りバザーの運営（喫茶店は中止） <p>【読み聞かせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせボランティアの募集 ・読み聞かせリーダーのとりまとめ ・読み聞かせ全体会のお知らせ作成・配布・開催 ・学年ごとの読み聞かせ案内・配布 ・リーダー・ボランティアからの問い合わせの対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・当日の準備や片付けにとっても時間がかかり、拘束時間が長かった。こういったことも考慮してイベントを選ぶ必要があると感じた。 ・五月人形・ひな人形の設置・片付けは世話人会等の集まれる日に設定すると良いと思う。 ・前日・当日に伝える部屋の確保、回収品の一時保管場所が必要なので学校側との調整が必要 ・「古本回収のお知らせの作成・配布・回収」と「古本の図書室への寄付・バザーでの販売」ではバザーと協力し古本回収を行った。 |
| 境生 | 芝 | <ul style="list-style-type: none"> ・芝生管理作業の参加 ・「しばふスタンプカード」のポイントの管理 ・グリーンネットワーク委員会定例会出席（月1回） ・グリーンネットワーク新聞発行（月1回） ・芝生管理作業のお知らせメール配信（毎週月曜日） ・芝生管理体験授業の手伝い（学校公開日年3回程度） ・校庭側溝掃除への参加 ・校庭の桜の枝剪定への参加 <p>【エコスポ祭りの開催】 9/28（土）学校公開後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣伝活動（ポスター貼り・Gネット新聞での告知） ・スタンプラリーカードの作成 ・父母教コーナーの企画・運営 ・受付 ・会場準備・片付け ・他のブースの手伝い | <ul style="list-style-type: none"> ・次年度より「しばふスタンプカード」を児童へ配布し、芝生管理作業への参加を呼びかける。 |

| 担当 | 令和元年度の成果 | 課題および次年度にむけての改善点 |
|----|--|---|
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・下校・放課後パトロールの実施 (各学級年1回 年間16回) ・地域パトロールへの参加 (年間12回) ・青少協地区委員会定例会出席 (6回/年) ・地区委員合同研修会出席 ・合同夜間パトロール参加 (雨天中止) ・ラジオ体操実行委員会出席 ・ラジオ体操 お手伝い依頼のお知らせ配布 ・ラジオ体操 当番表の作成・配布、 及びラジオ体操開催 (全10日) ・星を観る会開催・お手伝い ・あいさつ運動参加 ・デイキャンプ実行委員会出席 (2回) ・デイキャンプのお知らせ配布、及びお手伝い ・どんど焼きのお知らせ配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操のお手伝い依頼は、毎年再募集することが多い。 (今年度は再募集を行わなかった。) |
| 青少 | <p>小P連 (学校代表担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小P連全体会出席 (全5回) うち市長、教育長との懇談会 (1回) ・小P連主催講演会 (1回) ・小P連便り (小P連全体会・懇談会・講演会の報告) の印刷・配布 ・小P連全体会にて他校との情報交換・情報収集 ・多摩市学校給食献立検討市民懇談会出席 (全3回) ・まち美化キャンペーン参加 (5月・11月) ・下校・放課後パトロールの誘導 (年1回) ・青少協地域担当のお手伝い (デイキャンプ・ラジオ体操) ・地域パトロールに参加 (ひとり年2回) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童減少に伴い会費の減少が見込まれるため、印刷代削減を目的として、小P連便りの電子配信の検討が必要 |
| 協 | <p>小P連 (役員校本部担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩市放課後子ども教室運営委員会出席 ・小P連総会、小P連全体会 (年2回)、市長・教育長との懇談会出席 ・多摩市放課後子ども運営委員会において、小P連全体会、市長教育長懇談会内容の報告、質問・要望の提起 ・小P連全体会・市長教育長懇談会において、運営委員会内容の報告・質問への回答 ・各会合の事前準備、ヒアリング、打ち合わせ ・小P連総会、小P連全体会において企画・進行補佐 ・小P連主催講演会、市長・教育長との懇談会における、企画・準備 ・各会合後、反省会、次回の打ち合わせ ・各会場の調整・予約確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・会計監査としての責任感を持って活動する ・多摩市放課後子ども教室の更なる充実のため、小P連・保護者の意見等を、運営委員会で、幅広い視野で取り上げる |

| 担当 | 令和元年度の成果 | 課題および次年度にむけての改善点 |
|------------|--|---|
| こども安全連絡協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学級年1回の下校・放課後パトロールの実施(年18回) ・こども110番連絡協議会及び研修会に出席(年6回)報告の手紙「こども110番だより」をその都度作成、配布 ・こども110番協力家庭・店舗・企業に協力依頼お礼状の作成とポスティング、郵送手配 ・自転車用防犯プレート設置者の募集とプレート配布 ・新入生・転入生のデータ管理 ・新入生・転入生への資料・保護者証作成資料、腕章、保護者名符の封入・配布(平成元年度 約80セット) ・世話人ポイントの管理(転入生に対するポイント審査を含む) ・「通学路における改善要望箇所」作成協力 ・青少協として地域パトロールに参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・「こども110番連絡協議会」及び研修会へ積極的に参加し、協議会内容の周知に努める。 ・こども110番設置協力者の増員・拡大 ・こども110番プレート取り替え ・自転車パトロールプレート設置者の増員 ・転入生への配布物(腕章、保護者名符、まるわかりガイドブック等)の確実な配布 ・青少協として、地域パトロールに参加し、地域の安全に努める。 ・安全マップの改訂 |

第1議案 令和2年度世話人、クラス係、会計及び会計監査人の承認

学級担任保管の「閲覧用」を参照。

第2議案 令和2年度 活動計画案

- ① 多摩市青少年問題協議会に参加協力する。
- ② ベルマーク運動に参加する。資源集団回収活動をする。
- ③ 子供たちが、健やかに豊かな学校生活を送れるような文化的活動を進めていく。(読み聞かせ活動を含む)
- ④ 地域の防犯活動のために積極的に活動する。
- ⑤ 多摩市立小学校PTA連絡協議会に参加・協力する。
- ⑥ 南鶴牧小グリーンネットワーク委員会(Gネット)に参加協力する。

第3議案 会費の件

令和2年度『南鶴牧小学校父母と教職員の会』の会費を一家庭あたり年1300円(会費1200円・保険料100円)とする。

第4案 予算案

別添3参照。

南鶴牧小学校父母と教職員の会

規 約

〈名 称〉

- 第1条 1 本会は、『南鶴牧小学校父母と教職員の会』とする。
所在地：多摩市鶴牧5丁目43

〈目 的〉

- 第2条 1 本会は、憲法と教育基本法および児童憲章の精神に基づき、保護者と教職員が協力し、家庭・学校・社会において児童を人格ある個人として尊重し、心身共に豊かな成長を助けることを目的とする。
(参考資料として、規約を配布するとき、次の資料を添付する。)
- (1) 憲法第二十六条
 - (2) 教育基本法
 - (3) 児童憲章

〈運営方針〉

- 第3条 1 自主的・民主的な運営をする。
2 子供たちの教育・福祉のために活動する団体との協力をする。
3 父母と教師の立場と任務を尊重し合い、その自主性を犯すことのないよう努力する。
4 宗教および、政党に偏らない。

〈活動方針〉

- 第4条 1 子供たちに必要な教育、生活環境の整備充実の為の活動をする。
2 会員相互の学習を進めると共に親睦をはかる。
3 その他、目的達成のために必要な活動をする。

〈会 員〉

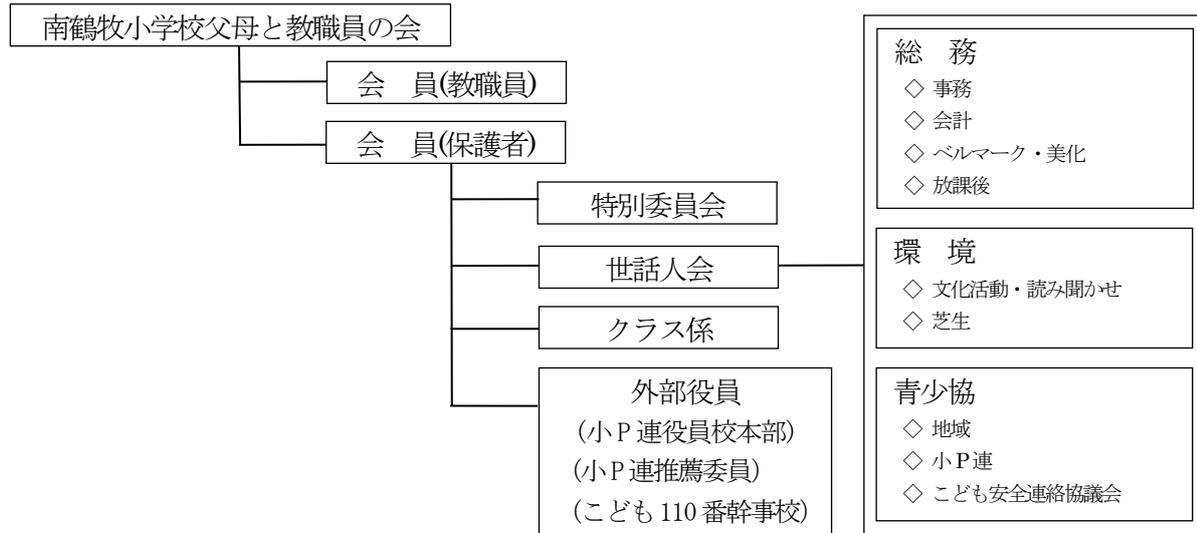
- 第5条 1 本会の会員は、南鶴牧小学校の児童の父母(またはこれにかわる保護者)及び教職員とする。
2 会員は、すべての会議に出席して意見を述べる事ができる。また、すべての帳簿類を閲覧することができる。

〈会 費〉

- 第6条 1 会員は、会費を負担する。
2 会費は、一家庭単位で徴収し、額は定期総会で決定する。
3 会費は、その年度の会計が管理する。

〈組 織〉

第7条 1 本会の組織を下記の通りとする。



〈総 会〉

第8条 1 総会は、会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

2 定期総会は、年度初めに開催し、次のことを行う。

- (1) 前年度の活動報告及び、会計報告
- (2) 会計及び、会計監査の承認
- (3) 年度の活動方針及び、予算の審議、決定
- (4) 規約(あるいは会則)の改定及び、その他の審議、決定

3 臨時総会は、世話人会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があった時に開催する。

4 総会は会員の3分の1以上の出席で成立とする。(委任状を含む)

5 議決は、出席議決権所有者の過半数の同意を必要とする。
(議決権は一家庭一票とする。)

〈世話人会〉

第9条 1 各クラス3名、教職員2名で構成し、任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 世話人会は、世話人全員で構成され総会に次ぐ議決機関とし、次のことを行う。

- (1) 会員より提出された事項の審議、決定
- (2) 総会に提出する議案の審議、決定
- (3) 会計監査の選出
- (4) 規約(あるいは会則)の細則の改定
- (5) 必要に応じた特別委員会の設置

3 世話人会は、構成員の過半数をもって成立とする。

4 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

5 議長団は、各学年世話人の持ち回りとし、司会・記録・まとめ・報告をする。

〈弔慰金〉

第10条 1 会員本人と児童および教職員一親等には、香典として5000円をおくる。

〈会計監査〉

- 第11条 1 その年度の会計を監査する。
2 世話人以外の父母会員1名、教職員会員1名で構成とする。

〈クラス係〉

- 第12条 1 クラスに係る活動を行い、任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

〈外部役員〉

- 第13条 1 多摩市立小学校PTA連絡協議会の役員校としての業務を遂行し、任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。
2 多摩市立小学校PTA連絡協議会の推薦委員としての業務を遂行し、任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年間、または4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
3 こども110番連絡協議会の幹事校としての業務を遂行し、任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 《付 則》 | 制 定 | 平成元年 | 6月25日 |
| | 改定一版 | 平成2年 | 5月19日 |
| | 改定二版 | 平成9年 | 5月17日 |
| | 改定三版 | 平成11年 | 1月16日 |
| | 改定四版 | 平成13年 | 5月19日 |
| | 改定五版 | 平成16年 | 5月19日 |
| | 改定六版 | 平成19年 | 5月18日 |
| | 改定七版 | 平成20年 | 5月19日 |
| | 改定八版 | 平成23年 | 5月13日 |
| | 改定九版 | 平成24年 | 5月12日 |
| | 改定十版 | 平成25年 | 5月14日 |
| | 改定十一版 | 平成27年 | 5月14日 |
| | 改定十二版 | 平成28年 | 5月12日 |
| | 改定十三版 | 平成29年 | 5月11日 |
| | 改定十四版 | 平成30年 | 5月10日 |

《参考資料》

【日本国憲法】より(昭和21年11月3日公布)

第二十六条 〔教育を受ける権利、教育の義務、教育の無償〕

- 1 すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

【教育基本法】より(平成18年改正)

第 一 条 〔教育の目的〕

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第 二 条 〔教育の目標〕

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身につけ、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

【児童憲章】より(昭和26年5月5日公布)

われわれは日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その環境を保証される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに変わる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害から守られる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学の道を確保され、また十分に整った教育の施設を用意される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。